

12月4日～10日は人権週間です

# 人権が尊重される社会のために

安心して生活できる社会を  
次世代へ引き継ぐために

昭和23年12月10日、国連総会で世界人権宣言が採択されたことを記念し、毎年12月10日を「人権デー」と定めています。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする一週間を「人権週間」とし、各種の人権啓発活動を行っています。

人権は、すべての人が生まれながらに持っている人間らしく生きる権利です。しかし、未だに生命・身体の安全に関わる事象や不当な差別などの人権侵害が存在するほか、近年はいじめや児童虐待などにより、子どもが命を落とすといった痛ましい事故が後を絶たず、インターネット上で他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見・差別を助長するような情報を発信したりといった悪質な事案も急増しています。

人権侵害は、他の人の人格や尊厳を傷つける決して許せない行為です。このような差別的解消を推進するため、平成28年に

3つの法律が新しく施行されました。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を間近に控え、さまざまな偏見や差別意識を解消し、各人が持つさまざまな違いを超えて、誰もが安心して生活することができるユニバーサル社会を築き、次世代に継承していく必要があります。

## 平成28年に施行された差別の解消を推進するための主な法律

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
- ・ 部落差別の解消の推進に関する法律

## 部落差別解消推進法を

### ご存知ですか？

部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国および地方公共団体の責務を明らかにすることとともに、相談体制の充実などについて定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために施行されました。

## 啓発活動重点目標

### みんなで築こう人権の世紀

く考えよう相手の気持ち  
未来へつなげよう  
違いを認め合おう

法務省では、人権週間の啓発活動重点目標を「みんなで築こう人権の世紀」とし、次の17項目の強調事項を定めています。

- ・ 女性の人権を守ろう
- ・ 子どもの人権を守ろう
- ・ 高齢者の人権を守ろう
- ・ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ・ 同和問題（部落差別）を解消しよう
- ・ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ・ 外国人の人権を尊重しよう
- ・ HIV感染者やハンセン病患者等

に対する偏見や差別をなくそう

- ・ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ・ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ・ インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ・ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ・ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ・ 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- ・ 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- ・ 人身取引をなくそう
- ・ 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

## 問い合わせ 市民活動推進課

TEL 23-1299

## 人権を侵害されたら

人権を侵害されたと感じたときは、下記の窓口にご連絡してください。

- ▶ 山口地方法務局秋支局  
TEL 0838-22-0478
- ▶ みんなの人権 110 番  
TEL 0570-003-110
- ▶ 子どもの人権 110 番  
TEL 0120-007-110
- ▶ 女性の人権ホットライン  
TEL 0570-070-810
- ▶ 外国語人権相談ダイヤル  
TEL 0570-090-911
- ▶ インターネット受付窓口  
<https://www.jinken.go.jp/>

